

## 中国における標準必須特許訴訟の動向

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

近年、中国は、標準必須特許 (Standard-Essential Patent) (以下「SEP」という) をめぐる国際的な訴訟において、世界的に最も重要な法域の一つに浮上した。とくに無線通信分野 (2G、3G、4G、5G) において、中国企業と外国企業との間の SEP 紛争事件が頻発し、中国の法院 (裁判所) が相次いで画期的な判断を下してきたことは、日本企業にとっても看過できない重要な動向である。

中国が SEP 訴訟の主要なフォーラムとして台頭した背景には、いくつかの構造的要因がある。第一に、中国は世界最大のスマートフォンの製造販売市場であり、かつ Huawei (華為)、ZTE、OPPO、Xiaomi (小米)、Vivo 等の中国企業が SEP の実施者であると同時に、5G 等の SEP の主要な保有者としても急速に台頭している。第二に、中国の法院が、SEP 紛争においてグローバル FRAND (Fair, Reasonable and Non-Discriminatory) (公正、合理的かつ非差別的) ライセンス料率を裁定する権限を積極的に行使している。第三に、中国の法院が標準必須特許紛争において「禁訴令」(英語では「Anti-Suit Injunction」(略称は ASI)、日本語では「訴訟差止命令」等と呼ばれる) を積極的に適用してきた。2020 年には、最高人民法院による「Huawei 対 Conversant」事件を皮切りに、短期間に 5 件の ASI が相次いで下された。第四に、中国の法院による禁訴令 (ASI) の運用が、WTO において TRIPS 協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) 違反であるか否かという国際通商法上の問題に発展した。EU は 2022 年に中国の禁訴令が TRIPS 協定に違反すると主張して WTO に提訴し (DS611)、2025 年 7 月の MPIA 裁定では EU の主張が大幅に認められた。さらに EU は、中国の法院によるグローバル FRAND ライセンス料率の設定自体についても、別途 WTO に提訴している (DS632)。

日本企業や中国現地法人が中国における SEP 紛争に巻き込まれる可能性は、今後さらに高まると予想される。実際に、シャープが「OPPO 対 Sharp」事件の被告となり、ソニー中国会社が「西電捷通公司对ソニー中国公司」事件の被告となった例がある。本稿では、中国における SEP 訴訟の動向について、関連法令、代表的判例、WTO 裁定、及び最近の動向を中心に解説する。

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士 (法学)、B L J 法律事務所  
( <https://www.bizlawjapan.com/> ) 代表。

## II 関連法令

### 1 特許法

中国の特許法（中国語では「専利法」）は、特許権者に排他的権利を付与している（11 条）。2020 年の第四次改正により懲罰的損害賠償制度が導入され（71 条）、法定賠償額の上限が 500 万元に引き上げられた。なお、特許法には FRAND 宣言や SEP に関する明文規定はなく、後述の司法解釈等が重要な役割を果たしている。

### 2 民事訴訟法

民事訴訟法は、SEP 訴訟における管轄権及び行為保全（禁訴令の法的根拠）の基本規定を定めている。中国の法令には、「禁訴令」という言葉は含まれていない。中国における「禁訴令」は、行為保全（日本法でいう仮処分）措置の一適用例である。行為保全措置の法律上の根拠は、民事訴訟法 103 条（2023 年改正前は 100 条）及び 104 条（2023 年改正前は 101 条）である。民事訴訟法 103 条の定める措置は、「訴訟保全」と呼ばれ、主に判決の執行不能又は当事者におけるその他の損害を予防するための保全措置である。これに対して、民事訴訟法 104 条の定める措置は、「訴訟前保全」と呼ばれ、緊急状況によって利害関係者が回復不能な損害を受けることを予防するための保全措置である。民事訴訟法 103 条及び 104 条の概要は、表 1 のとおりである。

表 1：「訴訟保全」と「訴訟前保全」の比較

|         | 訴訟保全                          | 訴訟前保全                                      |
|---------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 法律規定    | 民事訴訟法 103 条                   | 民事訴訟法 104 条                                |
| 申請主体    | 当事者が申請し、又は人民法院が職権により適用する      | 利害関係者が申請する                                 |
| 申請期間    | 訴訟提起の受理後                      | 訴訟提起の前 30 日以内                              |
| 適用要件    | 判決の執行不能又は当事者におけるその他の損害をもたらすこと | 緊急状況により、利害関係者が直ちに保全を申し立てなければ、回復し難い損害を受けること |
| 担保提供の要否 | 法院が担保提供を要求した場合は必要             | 必要                                         |
| 判断の所要時間 | 緊急状況の場合は 48 時間以内              | 48 時間以内                                    |

民事訴訟法の 2023 年改正は、涉外民事訴訟条項を大幅に改正した。276 条は中国との関連性を包括的管轄根拠として導入し、最高人民法院が SEP 事件で既に適用していたグロー

バル FRAND 管轄権の根拠を立法で追認した。277 条は合意管轄を拡大し、282 条は中国法院の手續が外国の並行訴訟に影響されない場合について規定した。

### 3 独占禁止法

独占禁止法は、SEP 権利者による市場支配的地位の濫用を規制する根拠となる。

標準必須特許の独占禁止法上の問題に関しては、2023 年 6 月 25 日に国家市場監督管理総局が公布した、「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止規定」がある（施行日は、2023 年 8 月 1 日）。さらに、国家市場監督管理総局は、「標準必須特許の独占禁止手引」を 2024 年 11 月 4 日付けで公布した。本手引は、全 22 条、全 6 章で構成され、分析原則（3 条）、誠実交渉義務の段階的プロセス（8 条）、市場支配的地位濫用の判断基準（12～14 条）等を規定した。法的拘束力はないが実務上は強い指導的効力を有する。

### 4 司法解釈

第一に、最高人民法院による「特許権侵害紛争の審理に関する解釈（二）」24 条は、SEP ライセンス条件につき当事者間で協議したが合意に至らない場合、当事者は法院に対し、SEP ライセンス条件を確定するよう請求することができるものとした。

第二に、最高人民法院による「知的財産権紛争の行為保全事件の審査における法律適用の若干問題に関する規定」7 条は、行為保全（ASI を含む）の審査における 5 つの考慮要素（事実的基礎・法的根拠、回復困難な損害、損害の比較衡量、公共の利益、その他）を列挙している。

## Ⅲ グローバル FRAND 料率を裁定した代表的な判例

### 1 「ACT 対 OPPO」事件

#### （1）事案の概要

テキサス州ヒューストンに本社を置く米国法人である Advanced Codec Technologies, LLC（中国語名は、「高清編解碼科技有限責任公司」。以下「高清公司」という）は、2018 年 11 月 16 日、OPPO 広東移動通信有限公司（以下「OPPO 公司」という）が特許 6 件のライセンス交渉を故意に遅延させたこと等を主張して、特許 6 件の合計で 3 億 4200 万人民元の賠償を求め、南京市中級人民法院に提訴した。当該特許 6 件はすべて、AMR-WB 音声技術の標準必須特許である<sup>2</sup>。

---

<sup>2</sup> 高清公司はまた、当該特許 6 件に基づき、シャオミと vivo を南京市中級人民法院に提訴し、TCL を上海市知的財産法院に提訴した。報道によると、シャオミは 2019 年に高清公司と和解合意に達しており、シャオミは高清公司に総額 500 万～900 万米ドルの 1 回限りのライセンス料を支払っている。高清公司はまた、アップル、モトローラ、ソニー、サムスン、LG エレクトロニクス、ZTE、ファーウェイ等に対しても訴訟を起こし、最終的に和解している。

これに対し、OPPO 公司は、2019 年 12 月 6 日、高清公司が FRAND ライセンス交渉義務に違反したこと等を主張して、①ライセンス交渉における高清公司の行為が FRAND 義務に反することを確認すること、②当該特許 6 件が標準必須特許であり、OPPO 公司が当該 6 件の特許を実施していると認定された場合、ライセンス料率を決定すること、③高清公司が OPPO 公司の経済的損失を賠償するよう命じることを求め、南京市中級人民法院に反訴を提起した。

一審法院は、当該特許 6 件は標準必須特許であると認定し、OPPO 公司は対応するライセンス料を支払うべきであるとの判決を下した。OPPO 公司の反訴請求は棄却された。

本件において、一審法院は、標準必須特許の実施料率を決定するために「比較可能な契約方式」を適用した。そして、高清公司及びその関連会社がライセンサーとして、複数の他企業と締結した特許ライセンス契約におけるライセンス料率を参考に、本件事案におけるライセンス料率を確定し、OPPO 公司に対し、支払いを命じた。

一審判決を不服として、高清公司及び OPPO 公司の双方が上訴を行った。

## (2) 最高人民法院の判決

2023 年 12 月 12 日、最高人民法院は、本件訴訟の二審（終審）判決を下した（事件番号：(2022) 最高法知民終 907、910、911、916、917、918 号）。

第一に、比較可能な契約の選択基準として、①交渉環境の類似性、②ライセンス対象の類似性、③特許の類似性、④ライセンス条項の類似性の 4 要素を明確化した。本件では 1 件の契約のみが比較可能と認められた。

第二に、ライセンス交渉における過失の判断基準として、権利者側の要素（書面通知の有無、特許情報開示の拒否等）と実施者側の要素（通知への応答、カウンターオファーの提出等）を例示し、「双方がライセンス締結の誠実な意思を有しているか否かを判断することに核心がある」と判示した。本件事案では、高清公司及び OPPO 公司の双方に過失があり、過失割合はいずれの当事者も 50% ずつであると認定された。

第三に、料率算定として、特許 6 件の単位実施料を 0.008 米ドルと確定し、OPPO に 1,539 万 527 人民元の支払いを命じた。これは、ACT の請求額の約 4.5% にすぎない。

本判決は最高人民法院が初めて FRAND ライセンス料率を確定したものであり、大きな意義を有する。

## 2 「OPPO 対 Nokia」事件

### (1) 事案の概要

OPPO 公司は 2021 年に、Nokia の SEP ポートフォリオ（2G～5G）についてグローバル FRAND 条件の確定を求め重慶市第一中級人民法院に提訴した。本件は 11 か国以上にわたる大規模並行訴訟の一環であり、ドイツでは OPPO 製品への差止判決が下され、OPPO

は一時的にドイツ市場から撤退を余儀なくされた。

## （２）重慶市第一中級人民法院の判決

2023 年 11 月 28 日、重慶市第一中級人民法院は中国法院として初のグローバル FRAND 料率を裁定し、世界初の 5G 累積ロイヤリティ率を裁定した。5G マルチモード端末はゾーン 1（先進国）で 1.151 米ドル/台、ゾーン 2・3（中国等）で 0.707 米ドル/台とし、4G マルチモード端末はゾーン 1 で 0.777 米ドル/台、ゾーン 2・3 で 0.477 米ドル/台とした。5G 累積ロイヤリティ率は 4.341%～5.273%と認定された。これは、Nokia の主張（約 3 ユーロ/台）より大幅に低いものであった。

2024 年 1 月に OPPO と Nokia は和解し約 100 件の訴訟が終結した。本判決は国際的に波紋を呼び、後述のとおり、EU は DS632 として WTO に提訴した。

## IV 禁訴令（ASI）を裁定した代表的な判例

### 1 禁訴令（ASI）の概要

禁訴令（ASI）とは、並行訴訟等において一方当事者による外国裁判所での提訴等を禁止する差止命令をいう。ASI に対する対抗手段として AASI（反禁訴令）がある。ASI の制度は近世の英国に淵源を有し、とくに英米法系諸国では一般的に適用されている。中国法における ASI は「行為保全」の一適用例であり、民事訴訟法 103 条・104 条が法的根拠である。違反した場合は過料（法人は 5 万～100 万元）、さらに刑事罰（7 年以下の有期懲役等。刑法 313 条）の対象となり得る。

### 2 「Huawei 対 Conversant」事件

#### （１）事案の概要

##### （ア）中国訴訟の経緯

2018 年 1 月 25 日、華為技術有限公司、華為端末有限公司、華為ソフトウェア有限公司（以下「華為及びその中国関連会社」という）は、江蘇省南京市中級人民法院（以下「原审法院」という）に 3 件の訴訟を提起し、①華為及びその中国関連会社が中国で移動端末製品の製造、販売、販売の申出をする行為は、Conversant が有する係争特許（特許番号「ZL00819208.1」、「ZL200580038621.8」、「ZL200680014086.7」）を侵害しないことを確認し、②2G、3G、4G 標準又は技術規格に適合し且つ華為及びその中国関連会社が実際に実施した Conversant の有する中国における全部の標準必須特許につき、FRAND 原則に適合した華為及びその中国関連会社に対する許諾の条件（料率を含む）を確認するよう請求した。

2018 年 8 月 8 日、国家知的財産権局は、第 36922 号無効宣告請求審査決定を下し、特許「ZL200580038621.8」が全部無効であると宣告した。また、他の 2 つの特許についても、無効宣告決定が下された。Conversant は当該決定を不服として、北京知的財産権法院に行

政訴訟を提起した。

2019年9月16日、原審法院は、「(2018)蘇01民初232、233、234号判決」を下し、次のとおり認定した。

- ・前記請求①に係る3つの特許は既に無効とされたため、華為及びその中国関連会社による上記①の請求は支持しない。

- ・華為及びその中国関連会社が Conversant に支払うライセンス料率は、4G シングルモードの移動端末製品につき 0.00225%、2G、3G、4G のマルチモード移動端末製品につき 0.0018%と認定した。また、特許「ZL200380102135.9」のみが中国 4G の標準必須特許に属すると認定し、華為及びその中国関連会社は当該特許のみについてライセンス料を支払う必要があるとした。

Conversant はこれを不服として、最高人民法院に上訴した。2019年11月18日、最高人民法院は上訴を受理・立件した。事件番号はそれぞれ (2019) 最高法知民終 732、733、734 号である。

2020年8月27日にドイツで差止判決が下された翌日、Huawei は、デュッセルドルフ地方裁判所による差止判決の執行につき、中国の最高人民法院に、行為保全措置を申し立てた。

#### (イ) ドイツ訴訟の経緯

2018年4月20日、Conversant は、華為及びそのドイツ関連会社が Conversant の有する標準必須特許を侵害したとして、ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ地方裁判所に提訴し、差止め等を請求した。本件係争特許(欧州特許)の番号は、「EP1797659」、「EP1173986」、「EP1878177」であり、それぞれと中国訴訟の係争特許である「ZL200580038621.8」、「ZL00804203.9」、「ZL200680014086.7」は特許ファミリーである。

2020年8月27日、デュッセルドルフ地方裁判所は一審判決を下し、華為及びそのドイツ関連会社が欧州特許「EP1797659」を侵害したと認定して、差止請求を認容した。また、同判決は、Conversant が華為に申し込んだ標準必須特許のライセンス料率は FRAND 原則に違反していないと判示し、240 万ユーロが提供されれば仮執行が得られるとした。

#### (2) 最高人民法院の裁定

最高人民法院による裁定の結論は、①Conversant は、最高人民法院が当該3件につき終審判決を下す前に、2020年8月27日にドイツ連邦共和国デュッセルドルフ地方裁判所の下した差止の一審判決につき執行を申請してはならない、②本裁定に違反した場合、違反した日から1日あたり100万人民元の過料という法定の上限額に処し、日数で積算する、というものであった。

本裁定の理由は、以下のとおりである。

域外裁判所による判決の執行申立を禁止する行為保全措置の申立について、①被申立人が域外裁判所による判決の執行を申し立てることの中国における訴訟に与える影響、②行為保全措置を採ることが確かに必要であるか否か、③行為保全措置を採らないことにより

申立人に与えられる損害は行為保全措置を採ることにより被申立人に与えられる損害を超えるか否か、④行為保全措置を採ることは公共の利益を害するか否か、及び⑤行為保全措置を採ることは国際礼譲の原則に合致するか否か、という5つの問題点を考慮して総合的に判断しなければならない。

第一に、域外裁判所による判決の執行申立を禁止する行為保全措置の申立について、人民法院はまず、被申立人による当該行為の実行が本件（本事件に係る中国訴訟）の審理及び裁判に実質的な影響を与えるか否かを審査しなければならない。被申立人の関連行為が本件の審理を妨げ又は本件裁判の執行に困難をきたす可能性がある場合、当該行為に対して禁止的な保全措置を採ることができる。

第二に、行為保全措置を採る必要があるか否かを審査するにあたっては、行為保全措置を採らないことにより、申立人の合法的権益に埋め合わせることが困難な損害を生じさせ、又は事件の判決の執行を困難にさせる等の損害を引き起こすか否かを重点的に審査しなければならない。原則として、確かに必要がある場合にのみ、禁止的な保全措置を採ることができる。

第三に、被申立人による特定の行為を禁止する行為保全措置を採ることができるか否かを判断するにあたっては、行為保全措置を採らないことにより申立人に与えられる損害と行為保全措置を採ることにより被申立人に与えられる損害とのバランスも図らなければならない。行為保全措置を採らないことにより申立人に生じる損害が、行為保全措置を採ることにより被申立人に生じる損害を超える場合、行為保全措置を採ることに合理性があると認定することができる。

第四に、被申立人による特定の行為を禁止する行為保全措置を採ることができるか否かを判断するにあたっては、当該行為保全措置を採ることにより公共の利益が害されるか否かも審査しなければならない。

第五に、当事者が域外裁判所の判決の執行を申し立てることを禁止する、及びそれが域外で司法救済を求めることを禁止する行為保全の申立について、認容すべきか否かを審査するにあたっては、国際礼譲の要素も考慮しなければならない。国際礼譲の要素を考慮するにあたっては、事件受理時期が前か後か、事件管轄は適切であるか否か、域外裁判所の審理及び裁判に対する影響は適度であるか否か等を考慮することができる。

### 3 「Huawei 対 Netgear」事件

#### （1）事案の概要

最高人民法院が中国初の「反禁訴令」（AASI）を発出した Huawei と Netgear の Wi-Fi 6 に係る標準必須特許訴訟事件の事案の概要は、以下のとおりである。

Huawei は、特許番号 201811536087.9、名称「HE-LTF 序列伝送方法及び装置」の発明特許、及び特許番号 201810757332.2、名称「資源調度方法、装置及び設備」の発明特許の特許権者であり、これらの特許は、Wi-Fi 6 の標準必須特許である。

2020年7月以来、Huaweiは、Netgearに対し、当該特許を含むWi-Fi 6の標準必須特許について、公平、合理、非差別的（FRAND）の原則に基づき、ライセンス協議を締結する意思があることを複数回に渡り表明し、見積もりを複数回提示してきた。しかし、Netgearは、終始、交渉に対して消極的な態度を取っていた。

交渉の行き詰まりを解決するため、Huaweiは、Netgearに対して、2022年2月から2024年7月にかけて、中国法院、ドイツの裁判所、及び欧州統一特許裁判所において、それぞれ標準必須特許の侵害訴訟を提起した。

Huaweiが特許権利侵害を訴えたことへの報復として、Netgearは、2024年1月30日に、Huaweiがアメリカの「シャーマン法」違反の嫌疑で、Wi-Fi技術市場を不法に独占しようとしているとして、米国カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に、Huaweiに対する独占禁止民事訴訟を提起した。また、Netgearは、Huaweiに対して、Huaweiが保有するWi-Fi標準必須特許のグローバルライセンス料率を裁決するよう求めて、米国裁判所に、料率訴訟を提起する準備を進めていることを明らかにした。

2024年12月4日、Huaweiは、米国裁判所が公衆に公開しているデータベースから、Netgearが米国カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に禁訴令（Anti-Suit-Injunction、ASI）及び禁執令（Anti-Enforcement-Injunction、AEI）の動議を提出したことを発見した。Netgearは当該動議の中で、米国裁判所に対し、Huaweiが中国法院を含む外国裁判所での訴訟手続を通じて取得した差止命令の取得又は執行を求めることを禁止するよう明確に要求していた。

Netgearによる上記の動きに対し、Huaweiは、ドイツのミュンヘン地方裁判所及び欧州統一特許裁判所にそれぞれ反禁訴（執）令の申立てを行った。また、Huaweiは、中国法院に反禁訴令としての行為保全の申立てを行った。

## （２）最高人民法院の裁定

本件紛争事案において、最高人民法院は、「反禁訴令」（AASI）の裁定を下した。当該「反禁訴令」（AASI）の具体的内容は、①本件の審理期間及び判決後、Netgearは、米国及びその他の国・地域の裁判所、税関又はその他の行政法執行機関に申し立てることにより、HuaweiのNetgearに対する本件特許に関する中国での特許侵害訴訟の継続又は新たな提起を禁止してはならない、②本件の審理期間及び判決後、Netgearは、米国及びその他の国・地域の裁判所、税関又はその他の行政法執行機関に対し、Huaweiが中国法院の判決の執行を申し立てることを禁止する申立てを行ってはならない、③Netgearは、既に米国及びその他の国・地域の裁判所、税関又はその他の行政法執行機関に上述の申立てを提出している場合、本裁定を受領してから24時間以内に上述の申立てを取り下げ又は中止しなければならない、④Netgearは、本裁定に対し、米国及びその他の国・地域の裁判所、税関又はその他の行政法執行機関にさらなる対抗的な申立てを提出してはならない、⑤本裁定に違反した場合、違反した日から、Netgearに対して、1日あたり人民元100万円の過料を課し、日数で積算する、というものであった。

最高人民法院の上記裁定の理由は、以下のとおりである。

「最高人民法院による知的財産権紛争行為保全事件の法律適用の審査における若干問題に関する規定」7条の規定によると、人民法院が知的財産権紛争の行為保全の申立てを審査するにあたっては、(a)申立人の請求は、事実基礎及び法的根拠があるかどうか（これには保護を求める知的財産権の有効性が安定しているかどうかが含まれる）、(b)行為保全措置を取らないことで、申立人の合法的な權益に回復不能な損害がもたらされ、又は事件裁決の執行が困難になる等の損害がもたらされるかどうか、(c)行為保全措置を取らないことで、申立人にもたらされる損害が、行為保全措置をとることで被申立人にもたらされる損害を上回るかどうか、(d)行為保全措置をとることが、社会の公共利益を損なうかどうか、(e)その他の考慮すべき要因を総合的に考慮するものとされている。

上記の考慮要素のうち(a)から(d)について、本件では、以下のように判断された。

(a)Huawei の行為保全申立には、事実基礎及び法的根拠がある。Huawei は、係争特許 2 件の特許権者であり、当該 2 件の特許は、国家知的財産権局が特許法に基づき付与した中国発明特許であり、現在有効な状態にある。Huawei は、中国法院に本 2 件の特許権侵害訴訟を提起した。一審判決において、済南市中級人民法院は、Netgear の販売の申し出、販売、輸入の被疑侵害製品が、2 件の特許権の保護範囲に含まれること、Huawei は、Netgear とのライセンス交渉中において公平、合理、非差別的（FRAND）なライセンス義務を履行したのに、Netgear は、ライセンス交渉過程において、交渉を遅らせたり、不合理なカウンターオファーを提示し、Huawei の交渉提案に積極的に応じなかったりする等、明らかな落ち度があったことを認定し、Netgear に権利侵害行為を停止するよう判決を下した。Netgear は、米国裁判所に禁訴（執）令を申立て、Huawei の中国法院での正常な進行中の訴訟を阻止しようとしたが、明らかに正当な理由が欠けている。

(b)もし行為保全措置が講じられない場合、Huawei の合法的權益が回復不能な損害を被るか、又は本 2 件の訴訟が継続進行できなくなるか、判決の執行が困難になり得る。標準必須特許のライセンス交渉において、被疑侵害者が交渉を遅らせたり、特許権者の交渉提案に積極的に応じなかったりする等、明らかな落ち度がある場合、なお特許権者は被疑侵害者に対し、標準必須特許の実施停止を要求する権利を有する。また、Netgear は、米国裁判所に禁訴（執）令を申し立て、一旦これが認められれば、少なくとも Huawei は中国法院での訴訟継続の中止を考慮しなければならず、将来の中国法院の判決の執行申立てを放棄することを含め、その合法的權益は明らかに回復しがたい損害を受ける。

(c)行為保全措置が講じられない場合に Huawei にもたらされる損害は、行為保全措置が講じられて Netgear にもたらされる損害を明らかに上回る。もし行為保全措置が講じられない場合、Huawei は明らかに損害を被り、当該損害には、Netgear による長期間にわたる権利侵害により、適時に正常な収益を得られないといった実質的な権利損害だけでなく、Huawei が、中国法に基づいて中国法院において中国特許に対して本 2 件の審理を進行し、裁判執行を申し立てる正当な手続権の行使に対する不当な妨害も含まれる。一方、Huawei

の申立てを許可し、行為保全措置を講じることは、Netgear に一定期間の手続的な行為を行わないという義務を課すだけで、更なる損失をもたらすことはない。

(d) 本件において行為保全措置を講じることは、社会公共の利益を損なうものではなく、本院はその他の特別な考慮を必要とする要因を見出していない。

## V TRIPS 協定違反を問われた WTO 裁定

### 1 DS611 事件（禁訴令に関する紛争）

#### （１）事件の経緯

2022 年 2 月、EU は中国の禁訴令について WTO 二国間協議を要請した。協議不調の後、2023 年 1 月にパネル設置が決議された。米国、日本等 18 か国が第三国として参加した。

#### （２）EU の主張と中国の反論

EU は、中国に制度化された ASI 政策が存在し、TRIPS 協定第 28 条（排他的権利）、第 41 条（権利行使手続）、第 44 条（差止救済）、第 1 条（一般義務）及び第 63 条（透明性義務）に違反すると主張した。中国は、禁訴令は個別事案の行為保全にすぎず「措置」に当たらない、特許権行使を否定しておらず濫用防止にすぎないと反論した。

#### （３）パネル報告書（2025 年 2 月）

パネルは、中国に非書面の ASI 政策が存在すると認定した。しかし、TRIPS 協定の実体条項（第 28 条、第 41 条、第 44 条）の違反はいずれも認定せず、第 1 条 1 項の義務を自国法制度内の実施に限定した。他方、第 63 条の透明性義務違反は認定した（Xiaomi 対 InterDigital 事件の ASI 決定の不公表等）。

#### （４）MPIA 上訴審裁定（2025 年 7 月）

EU の上訴を受け、暫定仲裁廷（MPIA）は 2025 年 7 月 21 日にパネルの中心的判断を覆す裁定を下した。

第一に、TRIPS 協定第 1 条 1 項の解釈を転換し、「実施する」(give effect to)は「implement」より広義であり、他の加盟国の制度運用を阻害しない義務を含むとした。第二に、第 28 条 1 項違反を認定し、ASI 政策が SEP 権利者の他国での侵害訴訟を巨額制裁金で禁止することで排他的権利行使を阻害しているとした。第三に、第 28 条 2 項違反を認定し、ASI 政策が SEP 権利者の交渉上の切り札を奪い不利なライセンスを強要する効果を持つとした。第四に、第 44 条 1 項・第 41 条 1 項については違反なしの判断を維持した。

#### （５）裁定後の動向

中国商務部は不満を表明しつつ、WTO ルールに従い対処する旨を発表した。2025 年 8 月に裁定実施の意思を通知し、10 月に EU と実施手続の合意が成立した。2026 年 3 月時点で法改正は行われていないが、中国法院は 2022 年以降 SEP 事件で新たな ASI を発令しておらず、事実上の遵守の状況にある。

## 2 DS632 事件（グローバル FRAND 料率設定に関する紛争）

EU は 2025 年 1 月、中国法院による SEP グローバル FRAND 料率設定について WTO 協議を要請した。DS632 事件は、グローバル料率設定行為そのものを問題とする点で、DS611 事件とは性質が異なる。2026 年 2 月 12 日、EU は WTO の紛争解決機関に対し、中国の法院による SEP グローバル FRAND 料率設定のライセンス紛争に関する司法判断をめぐって、専門家パネルの設置を正式に要請し、新たな紛争処理手続に入った<sup>3</sup>。

EU による DS632 事件のパネル設置要請は、表面的には中国法院による司法判断を対象としているが、その実態は「グローバル FRAND 料率」の決定権をめぐる国際争奪戦である。

中国側は、「禁訴令」（ASI）が争点となった DS611 事件に続き、「グローバル FRAND 料率」が争点となった DS632 事件においても、EU の二重基準を問題視している。即ち、中国の「禁訴令」及び「グローバル FRAND 料率」は、いずれも、英国の裁判所が形成・確立した法理である。本来であれば、EU は、英国を訴えるべきであるのにそれをせず、英国の法理を取り入れた中国を訴えてくるのはおかしい、それは不当な二重基準であるというわけである<sup>4</sup>。TRIPS 協定の規定は極めて抽象的であるため、法的判断は微妙であるが、DS632 の今後のパネルの審理・判断が注目される。

また、中国の「禁訴令」及び「グローバル FRAND 料率の決定権」に対する WTO の裁定は、英国にとっても、他人事ではない。WTO の中国に対する裁定は、事実上、英国に対しても大きな影響を及ぼす可能性がある。

## VI 最近の動向

### 1 大規模和解の波

2024 年以降、SEP 紛争の当事者となっている中国企業は、前例のない和解ラッシュを迎えた。例えば、OPPO 対 Nokia（2024 年 1 月。約 100 件終結）、Nokia 対 Vivo（2024 年 2 月）、InterDigital 対 OPPO（2024 年 10 月）、Huawei 対 Netgear（2025 年 1 月）、Ericsson 対 Lenovo（2025 年 4 月）、Huawei 対 MediaTek（2025 年 10 月。約 50 件終結）等がある。背景には、①中国企業にとっても、SEP 紛争事件の訴訟に係る弁護士費用の高額化が大きな負担となっていること、②中国企業が外国市場において自社のビジネス上の利益を確保するためには、SEP 紛争事件を和解で終結させてビジネスを前に進める必要性が高いこと等があると思われる。

### 2 欧州統一特許裁判所（UPC）の台頭

---

<sup>3</sup> <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1856974679508631431&wfr=spider&for=pc>

<sup>4</sup> <https://news.qq.com/rain/a/20260213A06QDX00>

近時、UPC は SEP 訴訟で急速に存在感を増しており、中国企業が UPC での SEP 訴訟における訴訟当事者となっているケースが多くなっている。例えば、Panasonic 対 OPPO 事件（2024 年 10 月）で UPC 初の SEP 差止命令を、Huawei 対 Netgear 事件（2024 年 12 月）で AASI を発令したこと等が注目されている。一般的に、UPC はドイツの裁判所と同様、SEP 権利者の保護の傾向が見られる。また、英国や中国の裁判所の ASI に対しては、否定的態度を示している。

### 3 中国自動車企業への SEP 紛争の拡大

2025 年 2 月に特許ライセンスプラットフォーム「Avanci」関連の Sol IP が、BYD を被告として、ドイツのミュンヘン地方裁判所に提訴し、自動車分野に SEP 紛争が拡大した。

中国の自動車メーカーが海外市場への進出を加速させる中、通信技術（4G/5G 等）に関する特許紛争を回避するため、Avanci への加入が相次いでいる。最近の報道<sup>5</sup>によると、すでに 4 社の中国の自動車メーカーが Avanci に加入したことが判明した。

中国の自動車産業は、従来のような製品力や価格競争力の第 1 段階から、「国際的な知財ルールへの遵守」という第 2 段階に突入したといえる。今後、Avanci に未加入の自動車メーカーも追随する可能性が高く、中国の自動車メーカーのグローバル展開は、より強固な法的基盤の上に進むことになるとと思われる。また、Avanci に加入する余力のない中小の自動車メーカーは、M&A により吸収されるか、あるいは、経営破綻等により、淘汰が進んでいくこととなろう。

## VII おわりに

中国は、これまで、SEP 訴訟において世界的に最も重要なフォーラムの一つとしての地位を確立してきた。

現在、世界の裁判所は、国際的 SEP 紛争事件に関し、国際的管轄権競争を繰り広げている。例えば、英国はグローバル FRAND 料率裁定と ASI と暫定ライセンス制度で、UPC は差止命令と AASI で、中国はグローバル FRAND 料率裁定と ASI で、それぞれ存在感を示している。中国の ASI は、WTO の DS611 の MPIA 裁定により TRIPS 協定違反と認定されたが、中国は 2022 年以降 ASI 発令を事実上停止しており、グローバル FRAND 料率設定に軸足を移している。

日本企業としては、第一に中国法院のグローバル料率裁定とライセンス戦略の整合性を検討し、第二に WTO 裁定後の中国の ASI の変容を注視し、第三に SEP 紛争事件の中国の自動車サプライチェーンへの影響（Avanci への加入の増加等）を検討し、第四に複数法域での ASI・AASI・暫定ライセンス等を理解して多角的訴訟戦略を構築することが重要であ

---

<sup>5</sup> <https://news.qq.com/rain/a/20260127A0006W00>

る。

中国の SEP 訴訟の動きは「知的財産権強国建設綱要（2021～2035 年）」に基づく知財制度高度化の一環であり、中国企業が 5G 及び 6G 等の SEP の多くを保有する中で、世界の知財制度への影響は今後さらに増大すると予想される。日本企業としては、中国における SEP 訴訟の動向に十分な注意を払い、適切な対応策を検討していくことが不可欠である。

※ 初出：『知財ふりずむ 2026 年 5 月号 No.284』（一般社団法人 発明推進協会）

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。